

## 高知港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき、高知港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、法第50条の2第1項に定める官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という。）の作成及び実施に関し、港湾関係者等の意見及び脱炭素化の取組を反映させるために必要な協議を行うことを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 港湾脱炭素化推進計画の進捗状況の確認に関する事項
- (3) 港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関する事項
- (4) その他目的達成に必要な事項

### (組織)

第4条 協議会は、法第50条の3第2項の規定に基づき、別表に掲げる構成員によって組織するものとする。

- 2 協議会に会長と副会長を置く。
- 3 協議会の会長は事務局が推薦し、協議会の構成員の承認により決定し、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会の議長となる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
- 6 会長が必要と認めたときは、構成員を追加できるとともに、協議会に構成員以外の者を出席させることができる。
- 7 構成員は、やむを得ない理由により退会の必要が生じたときは、協議会の承認を得て退会することができる。

### (会議)

第5条 協議会は、事務局が必要に応じ招集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、法第50条の3第3項の規定に基づき、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。

- 3 構成員は、法第 50 条の 3 第 4 項の規定に基づき、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。やむを得ない理由により協議に応じられないときは、あらかじめその旨を会長に報告するものとする。
- 4 協議会は、構成員の総数の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 5 協議会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。
- 6 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。
- 7 協議会にて協議が調った事項について、構成員は、法第 50 条の 3 第 6 項の規定に基づき、その結果を尊重しなければならない。

(書面による会議)

第 6 条 協議会は、第 5 条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(情報公開)

第 7 条 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。

- 2 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 3 事務局は、公開する資料の作成に際し、事前に関係する構成員等の了承を得なければならない。
- 4 議事は、協議会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第 8 条 構成員等及び第 5 条第 6 項の規定に基づき協力等を求められた者は、協議会において知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配付資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(部会)

第 9 条 協議会は、特定の事項を協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、事務局が指名する構成員等を招集し開催する。
- 3 第 4 条から前条までの規定は、部会について準用する。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務局は、高知県土木部港湾・海岸課とする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 11 月 25 日から施行する。

(別表)

高知港港湾脱炭素化推進協議会構成員

区 分	所 属	氏 名
学識経験者 (2)	高知工科大学 システム工学群 准教授	赤塚 慎
	高知大学 教育研究部 自然科学系理工学部門 教授	原 忠
民間事業者 (10)	宇治電化学工業株式会社	
	高知コンテナサービス株式会社	
	高知太平洋鋁業株式会社	
	四国鋁発株式会社	
	株式会社新来島高知重工	
	太平洋セメント株式会社	
	東洋電化工業株式会社	
	土佐酸素株式会社	
	南海化学株式会社	
	日和崎生コン株式会社	
港湾関係 団 体 (9)	高知県海運組合	
	高知県倉庫協会	
	一般社団法人高知県トラック協会	
	協同組合高知県木材工業団地連盟	
	高知県臨海工業団地協同組合	
	高知港運協会	
	高知商工会議所	
	高知ファズ株式会社	
五台山石油会		
行政機関 (8)	経済産業省 四国経済産業局 資源エネルギー環境部	
	国土交通省 四国地方整備局 港湾空港部	
	国土交通省 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所	
	環境省 中国四国地方環境事務所 四国事務所	
	高知市 環境部 新エネルギー・環境政策課	
	高知市 商工振興部 外商支援課	
	高知県 林業振興・環境部 環境計画推進課	
高知県 土木部 高知土木事務所		
事 務 局	高知県 土木部 港湾・海岸課	